

【定期検査】令和6年10月 那覇市水道水質検査結果 注1)

■採水年月日:令和6年10月15日

■水質検査機関:(一財)沖縄県環境科学センター

■水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査(色、濁り及び消毒の残留効果)を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
 ■那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
 ■上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

番号	検査項目	県企)西原浄水場系統 給水栓										水道水質基準等 注2)
		前田系 末吉公園	真地系 識名南公園	上識名系 上間中央公園	新川系 崎山公園	上間系 小祿南風公園	赤嶺系 どんぐり公園	豊見城系 具志宮城南公園	大名系 ちゅらまち公園	安里系 安謝東公園	泊系 壺川中公園	
基準項目・健康に関連する項目	1 一般細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100個/mL以下
	2 大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	検出されないこと
	3 カドミウム及びその化合物											0.003mg/L以下
	4 水銀及びその化合物											0.0005mg/L以下
	5 セレン及びその化合物											0.01mg/L以下
	6 鉛及びその化合物											0.01mg/L以下
	7 ヒ素及びその化合物											0.01mg/L以下
	8 六価クロム化合物											0.02mg/L以下
	9 亜硝酸態窒素											0.04mg/L以下
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン											0.01mg/L以下
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素											10mg/L以下
	12 フッ素及びその化合物											0.8mg/L以下
	13 ホウ素及びその化合物											1.0mg/L以下
	14 四塩化炭素											0.002mg/L以下
	15 1,4-ジオキサン											0.05mg/L以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン											0.04mg/L以下
	17 ジクロロメタン											0.02mg/L以下
	18 テトラクロロエチレン											0.01mg/L以下
	19 トリクロロエチレン											0.01mg/L以下
	20 ベンゼン											0.01mg/L以下
	21 塩素酸											0.6mg/L以下
	22 クロロ酢酸											0.02mg/L以下
	23 クロロホルム											0.06mg/L以下
	24 ジクロロ酢酸											0.03mg/L以下
	25 ジブロモクロロメタン											0.1mg/L以下
	26 臭素酸											0.01mg/L以下
	27 総トリハロメタン											0.1mg/L以下
	28 トリクロロ酢酸											0.03mg/L以下
	29 ブロモジクロロメタン											0.03mg/L以下
	30 ブロモホルム											0.09mg/L以下
	31 ホルムアルデヒド											0.08mg/L以下
基準項目・水道水が有すべき性状に関連する項目	32 亜鉛及びその化合物											1.0mg/L以下
	33 アルミニウム及びその化合物											0.2mg/L以下
	34 鉄及びその化合物											0.3mg/L以下
	35 銅及びその化合物											1.0mg/L以下
	36 ナトリウム及びその化合物											200mg/L以下
	37 マンガン及びその化合物											0.05mg/L以下
	38 塩化物イオン	19.3	19.3	19.4	19.2	19.0	19.1	19.2	22.0	22.5	22.3	200mg/L以下
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)											300mg/L以下
	40 蒸発残留物											500mg/L以下
	41 陰イオン界面活性剤											0.2mg/L以下
	42 ジェオスミン											0.0001mg/L以下
	43 2-メチルイソボルネオール											0.0001mg/L以下
	44 非イオン界面活性剤											0.02mg/L以下
	45 フェノール類											0.005mg/L以下
	46 有機物(全有機炭素の量)	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	3mg/L以下
	47 pH値	7.3	7.4	7.4	7.3	7.3	7.6	7.6	7.3	7.2	7.3	5.8以上 8.6以下
	48 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	49 臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	50 色度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下
	51 濁度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2度以下
52 遊離残留塩素	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.1mg/L以上	
判定結果		上記検査項目について、右欄の水道水質基準に適合										
水質管理目標設定項目	53 気温【採水時】	26.1	26.5	25.7	26.1	27.9	27.1	27.3	27.9	26.4	25.8	(°C)
	54 水温【採水時】	28.5	27.6	28.0	26.8	29.3	29.0	29.1	28.7	28.6	28.7	(°C)
	55 アンチモン及びその化合物											0.02mg/L以下
	56 ウラン及びその化合物											0.002mg/L以下※
	57 ニッケル及びその化合物											0.02mg/L以下
	58 1,2-ジクロロエタン											0.004mg/L以下
	59 トルエン											0.4mg/L以下
	60 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)											0.08mg/L以下
	61 ジクロロアセトニトリル											0.01mg/L以下※
	62 抱水クロラル											0.02mg/L以下※
	63 残留塩素	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	1mg/L以下
	64 遊離炭酸											20mg/L以下
	65 1,1,1-トリクロロエタン											0.3mg/L以下
	66 メチル-tert-ブチルエーテル											0.02mg/L以下
67 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	2.0	1.4	1.5	1.5	3mg/L以下	
68 臭気強度											3以下	
69 ランゲリア指数											-1程度以上、極力0に近づける	
70 従属栄養細菌											2000個/mL以下※	
71 1,1-ジクロロエチレン											0.1mg/L以下	
72 PFOS及びPFOA 注3)											0.00005mg/L以下※	
自主検査	73 アルカリ度											(mg/L)
	74 電気伝導率	12.6	12.7	12.6	12.6	12.6	12.7	12.7	21.4	21.2	21.5	(mS/m)
	75 カルシウム											(mg/L)
	76 マグネシウム											(mg/L)

注1) 検査結果の欄中、<(数値)>は(数値)未満のことです。

(※は、暫定目標値です)

注2) 水道水質基準等の欄中、法定基準項目(番号1~番号52)については基準値、行政通知の管理目標設定項目(番号55~番号72)については目標値、その他の項目については()内に単位を記載しています。上記の番号1~番号51の基準値は水道法第4条に基づく基準であり、番号52の遊離残留塩素の基準値は水道法22条に基づく基準です。

注3) 番号72の暫定目標値は、PFOS及びPFOAの合計値として設定されています。数値の単位(mg/L)は、(ng/L)に換算すると0.00001mg/L=1ng/Lとなります。